

【入管問題】「生きていけない」外国人仮放免者の過酷な生活実態

各位

2022年3月8日

NPO 法人北関東医療相談会

記者会見の趣旨

私たち、医北関東医療相談会は兼ねてから仮放免者は「生きていけない」のではと思っていました。

一昨年、健康診断会場でアンケートをおこない、健康状態を世間に広く知らせることによって、高額医療を必要とされる仮放免者の健康状態が理解されるのではないかと思います。今般、全体の概要が示すことができました。

入管は先月「入管施設における医療体制の強化に関する提言」を出しました。しかし、そこには仮放免者についての提言はありませんでした。仮放免者は入管の周縁に置かれ、治療も、生活も、関係ないという状態ではないかと思われました。

処遇規定 30 条には、被収容者の健康管理が規定されているが仮放免者の健康管理はありません。本来であれば仮放免者も被収容者と同じ扱いにし健康管理を行い治療を行うことが必要です。

1. 在留資格の無い外国人の国民健康保険の加入の制度化

- ・仮放免者の多くが医療を受けられない原因は、仮放免者は国民健康保険など社会保険に加入できず、全額自己負担の医療費を支払わなければならないこと。仮放免者も処遇既定にて処遇規則 30 条で置かれているので入管で医療費を出すことが相当ではないかと思えます。
- ・在留資格の無い外国人への国民健康保険の加入は、再審情願をおこない在留特別許可を得ることにあります。
- ・外部の診断書に沿って健康保険に加入できる制度が必要。
- ・最近、入管から出てくる仮放免者に診療情報提供書を持たせるケースがでてきているが、どうして健康保険をセットとして出さないのか。

2. 無料低額診療事業を行う医療機関への支援・未払補填事業の整備拡充を行うこと

- ・仮放免者を受け入れている医療機関があるが、そこで生じた医療費は原則医療機関負担となり、医療機関の経営に影響を及ぼす可能性がある。
- ・これらの対応は、仮放免者の命と生活を維持するためだけでなく、医療機関の経営を維持するためにも必要。

3. 在留資格の無い外国人に 300%の診療報酬を基準としている病院があるのでやめてほしい。

最近国立病院を中心に、在留資格の無い外国人つまり無保険者に 300%の診療費を請求しているが仮放免者には 200%で請求しているという。

診療報酬は、100%で良いはずがどうして生活困窮者に 200%～300%の請求するのか病院は未払、患者本人は借金を負わすことになるのでやめてほしい。

4. 生活保護法を適用すること

- ・国は、生活に困窮し、命や生活の危機に瀕している仮放免者にも「最後のセーフティネット」

として生活保護法を適用すべき。

事例1： 仮放免男性、突然脳内出血で緊急入院（67万円支援）100%

事例2： 仮放免男性 脊柱管狭窄症（治療費150万円、当会から60万円支援）100%

事例3： 仮放免男性 心不全 帰国希望であるが現在心臓に大きな血栓があり飛行機には搭乗できない。（一時治療費現在42万円、国立病院で300%の治療費を請求され交渉の結果200%となった。）

事例4： 11月3日カトリック麴町聖イグナチオ教会の健診結果、153名健診センターに行った67名中34人に循環器の疾患があり今後治療を検討している。

事例5： 仮放免女性 子宮筋腫 5名、手術予定は現在1名（80万円～100万円）
日本人配偶者とどのようにするか検討中

事例6： オーバースティの女性、心不全 未定

事例7： 仮放免者男性 心不全 要手術であるがコロナによって延期

事例8： 仮放免の中学生 心臓病にて手術の必要有（300万円必要）

その他

癌と診断されたがお金が無く治療が危ぶまれていた仮放免女性の報告

募金窓口

銀行名：ゆうちょ銀行

当座預金：アミーゴ・北関東医療相談会

記号：00150-9-374623

必須：通信欄には、必ず「仮放免者への寄付」と記入してください。

以上